

同一労働同一賃金

テレワーク
ハラスメント
年次有給休暇

高年齢者の就業確保



就業規則の見直しを しませんか？

2019年4月より働き方改革が始まりました。近年にない大きな改正ですので、就業規則も法改正に合わせて改訂が必要となります。

- ・同一労働同一賃金の対応はどうしたらよいのだろうか？
- ・テレワークを始めたが、規程がない
- ・労働時間や手当が実態と規程で異なっている・・・etc

何年も見直しをしていない規程や実態と異なる規程をそのままにしていると、思わぬ労使トラブルに発展することがあります。

今就業規則を見直して、トラブル予防、従業員に信頼される労働環境を作りませんか？

経験豊富な社会保険労務士が御社にあわせた規程をオーダーメイドで作成・改訂いたします。

お問い合わせ

お電話または下記WEBサイトのお問い合わせフォームからご連絡ください

旭川8条事務所 ☎ 0166-74-4815

🔍 <https://www.hagawa.info/>

札幌事務所 ☎ 011-624-5197

🔍 <https://plus1.info/>

☆ご相談、打ち合わせはZOOMを使用したオンラインも承ります。



社会保険労務士法人

プラスワン

Labor and Social Security Attorney

〒070-0902旭川市春光町10番地
TEL)0166-55-2522[FAX]0166-73-7745
代表社員/特定社会保険労務士 羽川 隆雄
特定社会保険労務士 猫塚 優
特定社会保険労務士 中川 康弘
特定社会保険労務士 原田 三恵
社会保険労務士 太田 由佳子

2021年8月31日までは、無料で
就業規則に関するご相談に
社会保険労務士が対応いたします。
お気軽にご相談ください。

